

枚 方 市 職 員 措 置 請 求
監 査 結 果 報 告 書

(政務活動費の返還に係る住民監査請求)

枚 方 市 監 査 委 員

枚 監 査 第 39 号

平成 29 年 5 月 10 日

請 求 人 様

枚 方 市

監 査 委 員 勝 山 武 彦

同 大 西 正 人

枚方市職員措置請求に係る監査結果について

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に基づき、平成29年3月27日付けで請求のあった標記の件について別紙のとおり、その結果を通知します。

添付資料

- ① 領収書 市政報告 35 号印刷ポスティング等
- ② 領収書 市政報告 36 号印刷ポスティング等
- ③ 領収書 市政報告 34 号印刷 折・ポスティング 22,000 部
- ④ 池上典子議員提出の補足資料（平成 29 年 1 月 19 日）

第 3. 監査の実施

1. 要件審査及び請求の受理

本件請求書は、平成29年 3 月27日に提出され、受付を行った。

その後、監査委員協議の結果、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件のうち、請求期間に係る要件を除きこれを具備しているものと認め、平成29年 3 月29日に、提出日に遡り受理することを決定した。

2. 監査委員の除斥

監査委員のうち枚方市議会議員から選任された岩本優祐監査委員及び山口勤監査委員については、法第199条の2の規定により除斥とした。

3. 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年 4 月18日に陳述及び新たな証拠の提出の機会を設けた。

請求人から請求書に沿って陳述が行われ、併せて次のとおり新たな証拠の提出があり、同日付けで受理した。

- ① 池上典子議員の政務活動費についてのやりとり
- ② 池上のりこの市政報告NEWS 2015年 春号 地域配布版 第35号
- ③ 池上のりこの市政報告NEWS 2015年 春号 地域配布版 第36号

第4． 監査の対象部課の説明

本件請求に関し、平成29年4月12日付けで市議会事務局に平成26年度の池上典子議員の政務活動費に係る支払日や金額等について事実関係の照会を行い、同月14日付けで回答があった。

第5． 監査委員の判断

1． 政務活動費について

政務活動費は、法第100条第14項において、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定され、同条第15項では、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定されている。

これを受けて、本市では、枚方市議会議員に対する政務活動費の交付に関する条例を定め、第7条第1項において、「政務活動費の交付を受けた議員は、市規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）並びに領収書又は当該支出の事実を証する書類その他議長が確認のために必要と認める書類、帳簿等（以下「領収書等」という。）を議長に提出しなければならない。」と規定し、同条第2項において、「前項の規定による収支報告書及び領収書等の提出は、前年度に交付を受けた政務活動費について、毎年4月1日から同月30日までの間に行うものとする。」と規定している。そして、同条第4項において、「議長は、第1項の規定による収支報告書の提出があったときは、当該収支報告書の写しを市長に送付するものとする。」と規定している。

2. 請求期間について

住民監査請求の請求期間は、法第242条第2項において、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

3. 本件請求に係る請求期間について

本件請求の監査対象となる池上典子議員の平成26年度分の政務活動費については、平成26年4月10日に210,000円、同年7月1日に210,000円、同年10月1日に210,000円、平成27年1月5日に210,000円、合計840,000円が支払われている。その後、平成27年4月2日付けで同議員から議長に収支報告書及び領収書等が提出され、市議会事務局において内容確認の後、平成27年4月30日に確定の決裁処理が行われ、同日付けで議長から市長に収支報告書の写しが送付されている。(枚議第151号)

したがって、平成27年4月30日が平成26年度政務活動費の交付に係る財務会計上の最後の行為があった日となり、この日から1年以内が住民監査請求できる期間となる。

4. 本件請求の適法性について

請求人は「住民監査請求は、その行為のあった日から1年以上経過している場合は、請求することはできない。とありますが、池上典子議員提出の補足資料が平成29年1月19日に議会事務局に提出されており、完全なる資料としては、1年以内となる。」と主張しているが、本件請求は、財務会計上の最後の行為があった日である平成27年4月30日から1年を経過した後になされたものである。

また、収支報告書及び領収書等は平成27年4月30日以降速やかに公開されており、客観的に法の定める期間内に住民監査請求を行うことが不可能又は著しく困難な状況にあるとはいえず、法第242条第2項ただし書に規定する「正当な理由」に該当する事情も認められないことから、住民監査請求の要件を欠いており不適法である。

5. 意見

政務活動費については、市のホームページや議会図書室において情報の公開が行われているが、全国的に政務活動費に対する関心が高まる中、今後も市民への説明責任を果たせるように適正な運用及び使途の透明性の確保に努められたい。